

写真集制作に関する三者間契約書

本契約は、以下に定める内容に基づき、mer 撮影会（以下「当撮影会」という）、モデル（以下「モデル」という）およびカメラマン（以下「カメラマン」という）の三者間において締結される。

第1条（契約の目的）

本契約は、カメラマンがモデルを撮影し、その写真を用いて写真集を制作・販売することに関し、肖像権や撮影条件等を明確にすることを目的とする。

第2条（企画書の提出）

1. カメラマンは、写真集の制作・販売に先立ち、当撮影会に対して写真集の企画書を提出し、必要な情報（販売媒体、部数、価格、テーマ、起用モデル、ページ数、撮影時期など）を明示する。
2. 当撮影会は内容を確認のうえ、実施可否を判断する。

第3条（肖像権および使用許諾）

1. モデルは、写真集における自身の肖像の使用について、予めこれを承諾し、写真集の制作・販売に際し肖像権を主張しない。
2. モデルは、掲載内容に重大な変更が加えられる場合を除き、本契約締結後に販売への不承諾を申し出ることとはできない。
3. カメラマンは、モデルの人格権を尊重し、名誉毀損や公序良俗に反しない内容での使用に限定する。

第4条（撮影料金および支払い）

1. 撮影料金は、当撮影会の定めるリクエスト撮影料金の1.5倍とし、撮影前に当撮影会へ支払うものとする。
2. 販売の有無にかかわらず、支払われた料金の返金を行わない（当撮影会のキャンセルポリシーに基づく）。

第5条（販売不成立時の責任）

写真集が販売不成立となった場合でも、当撮影会およびモデルは、当撮影会に明確な過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

第6条（権利の帰属と使用許可）

1. 写真の著作権は撮影したカメラマンに帰属し、写真集制作の目的に限り、当撮影会およびモデルに対して以下のいずれかの使用許可を選択できるものとする。
 - (1) 使用を許可する
 - (2) 使用を許可しない

第7条（販売利益について）

本写真集にかかる販売利益はすべてカメラマンに帰属し、当撮影会およびモデルには分配しないものとする（いわゆる「買い切り」形式とする）。

第8条（禁止事項）

以下の行為を禁ずる。

1. 提出した企画書と大きく異なるテーマ・表現での写真集の制作
2. カメラマンおよびモデルが当撮影会を介さずに同様の撮影・販売を独自に行うこと（別途許可がある場合を除く）

第9条（契約期間）

本契約は撮影日をもって発効し、写真集販売終了後1年間をもって終了する。ただし、第3条・第5条・第7条の規定は期間終了後も有効とする。

第10条（その他）

1. 不測の事態が発生した場合は、三者協議の上、円満に解決するものとする。
2. 本契約に定めのない事項は、関係法令および慣習に従って誠実に対応する。

以上、本契約締結の証として、本書3通を作成し、各当事者が署名・押印のうえ、各1通を保有する。

日付：____年____月____日

撮影日：____年____月____日

【主催者】

mer 撮影会（代表：_____）

署名：_____

【モデル】

活動名：_____

署名：_____

【カメラマン】

氏名：_____

署名：_____